令和８年度佐賀県固定電話機設置費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　知事は、増加するニセ電話詐欺の被害防止を目的として、防犯機能付固定電話機を設置した者（以下「補助対象者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、ニセ電話詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る犯罪をいう。

（補助対象要件）

第３条　補助金の交付の対象となる防犯機能付固定電話機（以下「補助対象機器」という。）は、次の要件をすべて満たすものとする。

（１）電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中に自動的に通話内容を録音する機能がある機器であること。

（２）この要綱の適用日以降に県内に所在する販売店（インターネット通販での購入は除く）で購入し、県内の住宅（居住されている建物）に設置したものであること。

（３）新品であること。中古品等の購入は対象外とする。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、県内に在住する者であって、次に掲げる要件に該当する者でないこと。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（４）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（５）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（６）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（交付の対象経費及び補助率）

第５条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次の表のとおりとする。

対　象　経　費	補助率（補助金額）
補助対象機器の購入及び設置に要する経費 ※１　補助金の交付は、固定電話を設置した世帯ごとに１台を限度とする。なお申請者が異なる場合であっても、同一世帯に係る申請については重複して交付しない。 ※２　ポイントやクーポンを利用した場合、ポイント等の利用分を差し引いた金額を対象とする。 ※３　クレジットカードを利用した場合は、当該支出が令和８年度内に完了したことが確認できるものに限る。	２分の１（上限 12,000 円） ※100 円未満は切り捨て （ただし、他の補助を受けている場合は対象外とする）

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、県に対して、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に次に掲げる関係書類を添えて、本補助対象機器を購入した日から３０日を経過する日と令和９年１月３１日（消印有効）のいずれか早い日までに提出しなければならない。なお交付申請は、補助対象機器の設置完了後に行うものとする。

（１）誓約書（様式第１―２号）

（２）通帳の金融機関・支店名、口座種別、口座番号及び口座名義が確認できる部分の写し

（３）補助対象機器を支出したことが分かる領収書等（購入日、購入者名、購入機器のメーカー・品番および購入店舗等が記載されたもの）又はその写し

（４）購入機器の品名・品番等が分かるカタログ等（※推奨機器を購入した場合は省略可）

（５）その他県が必要と認める書類

２　補助金の交付申請は、原則として補助対象機器の設置場所に居住し、当該機器を利用する者が自ら行うものとする。ただし、設置場所に居住する者がやむを得ない理由により購入及び申請を行うことが困難な場合は、この限りではない。

３　前項ただし書きの場合において、申請者住所と設置住所が異なるときは、申請者が佐賀県民であり、かつ当該補助対象機器の購入をした者に限り申請できるものとする。この場合において領収書の宛名は申請者と一致していなければならない。また、第６条第１項に規定する必要書類に加え、理由書（様式第１－３号）を提出しなければならない。

４　規則第４条に規定する当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標

準的な期間は、３０日とする。

５　知事は、第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、令和８年度佐賀県固定電話機設置費補助金交付決定及び額の確定を様式第３号により通知するものとする。

６　知事は、不交付を決定したときには令和８年度佐賀県固定電話機設置費補助金不交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第７条　規則第５条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

（２）申請に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象機器の設置が完了した日から６年間保管すること。

（申請の取下げ）

第８条　規則第７条の規定による申請の取下げを行う場合は、様式第５号により知事の承認を受けなければならない。なお取下げを行うことができる期間は、交付決定の日から３０日間とする。

（補助金の請求）

第９条　交付決定を受けた者は、速やかに補助金の請求を行わなければならない。なお規則第１５条第１項に規定する補助金交付請求書は、様式第２号のとおりとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第１０条 知事は、次に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、本人の責に帰すべき事由でない場合はこの限りではない。

（１）この要綱及び県規則に違反した場合

（２）虚偽その他不正手段により補助金の交付を受けた場合

（補助金の返還）

第１１条 知事は、交付決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

２　前項の命令を受けた補助対象者は、知事が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

（財産管理及び処分の制限）

第１２条　補助対象者は、補助金の交付を受けて取得した財産を、善良な管理者の注意を持っ

て管理しなければならない。

2　補助対象者は、補助対象機器の設置が完了した日から６年を経過する日までの間は、当該補助対象機器を譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。

3　補助対象者は、前項の規定にかかわらず、天災その他やむを得ない事由により前項で定める期間の満了前に補助対象機器を処分する必要が生じた場合には、令和８年度佐賀県固定電話機設置費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第６号）により、知事の承認を受けなければならない。

附　則

この要綱は、令和８年７月１日から適用する。